

令和 2 年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

## 議 案 名

- 議案第 3 3 号 令和 2 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出  
について ----- 1
- 議案第 3 4 号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規  
則の制定について ----- 3
- 議案第 3 5 号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制  
定に係る意見の申出について ----- 7
- 議案第 3 6 号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱  
又は任命について ----- 9

【 白紙 】

## 議案第 33 号

令和 2 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和 2 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

令和 2 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

### 記

#### 1 歳出補正（教育費）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	2 小学校費	40,420 千円	1,250,724 千円	1,291,144 千円
	3 中学校費	20,627 千円	535,182 千円	555,809 千円

#### 提案理由

令和 2 年度上尾市一般会計補正予算の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>小学校コンピュータ整備事業</b>	<b>40,420</b>
12 委託料	<u>17,985</u>
13 使用料及び賃借料	<u>22,435</u>
<b>中学校コンピュータ整備事業</b>	<b>20,627</b>
12 委託料	<u>9,482</u>
13 使用料及び賃借料	<u>11,145</u>

議案第 3 4 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 5 月 2 6 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（出校時刻及び退校時刻の記録）

第 7 条の 2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

第 9 条の見出しを「（退校）」に改め、同条中「学校を退出しよう」を「退校しよう」に改める。

第 2 5 条を第 2 6 条とし、第 2 4 条を第 2 5 条とし、第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

（退職願）

第 2 3 条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の 3 週間前までに、第 1 2 号様式による退職願を教育委員会に提出しなければならない。

第 1 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 2 号様式(第 2 3 条関係)

退 職 願

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名 職名

氏 名 ㊟

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいので、承認をお願いします。

記

理由（国、他の地方公共団体等へ引き続き勤務する場合は、勤務先を必ず明記する。）

## 附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

## 提案理由

職員に出校及び退校の状況を勤務管理システムにより記録させるために、必要な事項を定めるとともに、併せて規定の整備を行いたいので、この案を提出する。



【 白紙 】

## 議案第 35 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について  
上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 2 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「における」を「（附則第 1 条の 3 第 5 項及び第 6 項において単に「事故発生日」という。）における」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「16 万 5, 150 円」を「16 万 6, 950 円」に改め、同項第 2 号中「7 万 7 90 円」を「7 万 2, 990 円」に改め、同項第 3 号中「8 万 2, 580 円」を「8 万 3, 480 円」に改め、同項第 4 号中「3 万 5, 400 円」を「3 万 6, 500 円」に改める。

附則第 1 条の 3 第 5 項及び第 6 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 198 円」を「6, 245 円」に、「7, 955 円」を「8, 003 円」に、「9, 580 円」を「9, 608 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 225 円」を「5, 263 円」に、「6, 203 円」を「6, 240 円」に、「6, 880 円」を「6, 900 円」に改め、同表備考第 4 項中「前 2 号」を「前 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

#### 提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

## 議案第36号

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和2年5月26日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

### 1 委嘱 [任期：令和4年3月31日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	あらまき かなえ 新 榎 佳名恵	上尾市上 在住	市立上平中学校PTA 会長	新任
	たかやま りょうへい 高 山 亮平	上尾市弁財 在住	市立西中学校PTA 会長	新任
4号委員	いとう ひろゆき 伊 藤 裕之	上尾市上町 在住	学校医	再任
5号委員	いずみ みづほ 泉 瑞穂	上尾市宮本町 在住	学校薬剤師	新任
6号委員	やまもと まゆみ 山 本 眞由美	埼玉県鴻巣保健所 勤務	埼玉県鴻巣保健所 担当部長	新任

## 2 任命 [任期：令和4年3月31日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	伊藤 潔 <small>いとう きよし</small>	市立上尾中学校 勤務	市立上尾中学校長	新任
	示野 浩生 <small>しめの ひろお</small>	市立南中学校 勤務	市立南中学校長	再任
	村田 正則 <small>むらた まさのり</small>	市立大石中学校 勤務	市立大石中学校長	再任
	大澤 聡 <small>おおさわ さとし</small>	市立大石南中学校 勤務	市立大石南中学校長	新任
3号委員	河合 弘樹 <small>かわい ひろき</small>	市立太平中学校 勤務	市立太平中学校 教諭	新任
	齧島 弘美 <small>はいしま ひろみ</small>	市立大石中学校 勤務	市立大石中学校 教諭	新任
	宮下 香代 <small>みやした かよ</small>	市立原市中学校 勤務	市立原市中学校 教諭	新任

- 1号委員：中学校の校長  
 2号委員：中学校PTA会長  
 3号委員：中学校給食主任  
 4号委員：中学校の学校医  
 5号委員：中学校の学校薬剤師  
 6号委員：保健所職員

### 提案理由

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）第4条の規定により、この案を提出する。